

「日本 MG レジストリー多施設研究に基づく、重症筋無力症の遺伝学的解析研究」に参加同意をされた方々へのお知らせ
「造血器腫瘍における遺伝子異常の網羅的解析」研究への二次利用について
<別紙資料>

1. 研究の対象

2021年1月～2022年12月に「日本 MG レジストリー多施設研究に基づく、重症筋無力症の遺伝学的解析研究」に参加同意をされた方

2. 研究目的・方法

既に前研究「日本 MG レジストリー多施設研究に基づく、重症筋無力症の遺伝学的解析研究」のために抽出したゲノムの残りを、京都大学腫瘍生物学講座に送付し、下記の解析を行います。

全ゲノムまたは全エクソーム解析を行い、クローン性造血の解析として使用します。また、DNA メチル化やクロマチン解析などエピゲノム解析を行い、エピゲノム修飾異常を介した腫瘍化の分子病態を明らかとします。

シーケンス解析（全ゲノムシーケンス、RNA シーケンス）は、マクロジェン・ジャパン、BGI JAPAN、株式会社 iLAC、タカラバイオ株式会社、株式会社エスアールエル、などの受託サービスを利用するため、抽出した核酸（DNA）を海外に郵送し、全ゲノムシーケンスを行う可能性があります。個人情報に関しては、一切提供せず、かつ、データ解析も外部では行いません。個人を特定出来る情報は一切提供されません。

研究期間：研究機関の長の実施許可日～2029年3月31日

利用又は提供を開始する予定日：2026年5月

3. 研究に用いる試料・情報の種類

試料：ゲノム（ご同意いただいた前研究「日本 MG レジストリー多施設研究に基づく、重症筋無力症の遺伝学的解析研究」のために抽出したゲノムの残り）

4. 外部への試料・情報の提供

- ・この試験は京都大学大学院医学研究科・医学部及び医学部附属病院の中央一括審査あるいは各機関の個別審査を受け、それぞれの機関長の許可を得て実施しています。
 - ・個人情報（個人が特定できるような情報）は厚生労働省の指針に従い厳重に管理します。
- 公的データベースへの登録を含め、研究機関外に提出するデータには氏名、参加施設など

の個人情報は公開せず、本研究固有の症例番号により ID 化を実施したデータのみを提供します。

・他の研究対象者等の個人情報及び知的財産の保護等に支障がない範囲内で研究に関する資料を閲覧する事ができます。その場合は、下記問い合わせ先までご連絡下さい。

・すでに試験に登録された方も、ご本人またはその代理人の求めがあれば、同意の撤回を行うことが出来ます。その場合は、研究実施機関の担当の先生にお申し出下さい。研究実施機関に同意の撤回をお申し出いただいた場合、それまでに頂いた情報や検体を破棄いたします。解析機関（京都大学腫瘍生物学）では個人を特定出来る情報を削除し研究用 ID を付与した検体および情報のみを扱っているため、直接同意の撤回を受け付けることが出来ません。また、すでに解析を終了している場合には、その結果を破棄することが出来ません。

外国への情報提供に関して

本研究において、遺伝子解析するため、貴方の ID 化された情報を海外に所在する研究者に提供します。

（台湾・米国・韓国・タイ・スイス・独国・イタリア・オランダ・スウェーデン・フランス・フィンランド・オーストラリア・カナダ）

諸外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報については、以下をご参照下さい。（EU 加盟国内研究者に関しては、省略します。）

台湾

適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報包括的な法令として、以下の法令が存在します。

・個人情報保護法（Personal Data Protection Act） - URL :

<https://law.moj.gov.tw/ENG/LawClass/LawAll.aspx?pcode=I0050021> - 施行状況：2012年10月1日施行、改正法 2016年3月15日施行 - 対象機関：公的部門及び民間部門（法に基づき公権力を行使する中央又は地方の機関 又は行政法人である公務機関、及び公務機関以外の自然人、法人その他の団体である 非公務機関） - 対象情報：自然人の氏名、生年月日、台湾人身分証番号、旅券番号、特徴、指紋、婚姻、家族、学歴、職業、病歴、治療、遺伝子、性生活、健康診断、犯罪歴、連絡先、財務状況、社会活動等の情報その他直接又は間接に当該個人を識別し得る情報

アメリカ合衆国連邦

適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

包括的な法令は存在しません。個別の分野に適用される法令のうち代表的なものとして、以下の法令が存在します。

・電子通信プライバシー法 (Electronic Communications Privacy Act of 1986) (以下「ECPA」という。) - URL : <https://bja.ojp.gov/program/it/privacy-civil-liberties/authorities/statutes/1285> - 施行状況 : 1986 年 10 月 21 日施行 - 対象機関 : 個人データの電子的保存 1 を行う公的部門 (地方自治体を含む。) 及び民間 部門 - 対象情報 : 「電子通信」 (有線又は電子システムによって全部又は部分的に送信される、あらゆる性質の記号、信号、文章、画像、音声、データ、又は情報の伝達) ・ グラム・リーチ・ブライリー法 (Gramm Leach Bliley Act) (以下「GLBA」という。) - URL : <https://www.ftc.gov/tips-advice/business-center/privacy-and-security/grammleach-bliley-act> - 施行状況 : 1999 年 11 月 12 日施行 - 対象機関 : 金融サービス業に「実質的に従事する (significantly engaged)」民間の金融 機関 - 対象情報 : 「非公開個人情報 (Non-Public Personal Information)」 (金融サービスの提供を通じて顧客から収集されるあらゆる情報)

当該外国 : アメリカ合衆国連邦 (米国)、ニューヨーク州
適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

・ ニューヨーク州ハッキング防止及び電子データセキュリティ改善法 (New York Stop Hacks and Improve Electronic Data Security Act、以下「SHIELD 法」という)
- URL : <https://www.nysenate.gov/legislation/bills/2019/s5575>
- 施行状況 : 2020 年 3 月 21 日施行
- 対象機関 : ニューヨーク州の居住者の私的情報 (private information) を含むコンピュータ化されたデータを保有又はライセンスする個人又は民間企業
- 対象情報 : 自然人に関する情報であって、氏名、番号、個人的な特徴 (personal mark)

又はその他の識別子により、その個人を特定することができるもの

・ ニューヨーク州金融サービス局サイバーセキュリティ規則 (New York Department of Financial Services Cybersecurity Regulation)、以下「NYDFS サイバーセキュリティ規則」という。
- URL : [https://govt.westlaw.com/nycrr/Browse/Home/NewYork/NewYorkCodesRulesandRegulations?guid=I5be30d2007f811e79d43a037eefd0011&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=\(sc.Default\)&bhcp=1](https://govt.westlaw.com/nycrr/Browse/Home/NewYork/NewYorkCodesRulesandRegulations?guid=I5be30d2007f811e79d43a037eefd0011&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=(sc.Default)&bhcp=1)
- 施行状況 : 2017 年 3 月 1 日施行
- 対象機関 : NYDFS の規制又は許認可を受けている銀行、保険会社、その他の金融サービス会社等の民間企業
- 対象情報 : 一般に公開されていない全ての電子情報で、①対象事業者の事業関連情報で、改ざん又は不正な開示、アクセス若しくは使用により、対象事業者の事業、運営又は

セキュリティに重大な悪影響を及ぼし得るもの、②個人に関する情報で、氏名、個人の特徴 (personal mark) 又はその他の識別子と、ソーシャルセキュリティナンバーや運転免許証番号又は非運転者用身分証明書番号等のいずれか1つ以上との組み合わせにより、当該個人を特定するために使用することができるもの、及び③年齢又は性別を除く、医療提供者若しくは個人により作成された又は個人から得られた、あらゆる形式又は媒体の、当該個人の家族の構成員の過去、現在若しくは将来の身体的、精神的若しくは行動的な健康又は状態等に関連するあらゆる情報又はデータ (「非公開情報 (nonpublic information) 」

大韓民国

適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

包括的な法令として、以下の法令が存在します。

- ・ 個人情報保護法 (Personal Information Protection Act)
- URL : https://elaw.klri.re.kr/eng_service/lawView.do?hseq=53044&lang=ENG
- 施行状況 : 2011 年 9 月 30 日施行、現行法は 2020 年 8 月 5 日施行
- 対象機関 : 「個人情報処理者」1 である公的部門 (地方自治団体を含む) 及び民間部門
- 対象情報 : 生存する個人に関する情報であって、(i) 氏名、住民登録番号及び映像等を通じて個人を識別することができる情報、又は(ii) 当該情報のみでは特定の個人を識別することができないとしても、他の情報と容易に結合して識別することができる情報 (この場合、容易に結合することができるか否かは、他の情報の入手可能性等、個人の識別に要する時間、費用、技術等を合理的に考慮して判断されます。)、又は(iii) 上記(i)、(ii)を仮名処理することにより、本来の状態に復元するための追加情報の使用・結合なしには、特定の個人を識別することができない情報 (仮名情報) のいずれかに該当する情報の追加情報の使用・結合なしには、特定の個人を識別することができない情報 (仮名情報) のいずれかに該当する情報

タイ

適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

包括的な法令として、以下の法令が存在する。

- ・ 個人情報保護法 (Personal Data Protection Act) - URL : <https://thainetizen.org/wp-content/uploads/2019/11/thailand-personal-dataprotection-act-2019-en.pdf> - 施行状況 : 2019 年 5 月 28 日一部施行、2022 年 6 月 1 日全面施行 - 対象機関 : 公的部門

及び民間部門 - 対象情報：自然人に関する情報で直接又は間接を問わず当該自然人を特定することを可能とする情報

スイス

適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

包括的な法令として、以下の法令が存在する。

・1992年6月19日のデータ保護に関する連邦法（The Federal Act on Data Protection of 19 June 1992）（以下「DPA」という。） - URL：

https://www.fedlex.admin.ch/eli/cc/1993/1945_1945_1945/en - 施行状況：1992年6月19日施行（2013年7月1日最終改正） - 対象機関：民間事業者、私人又は連邦機関 - 対象情報：識別され又は識別可能な自然人又は法人に関するあらゆる情報

・1993年6月14日のデータ保護に関する連邦法規則（The Ordinance to the Federal Act on Data Protection of 14 June 1993）（以下「ODPA」という。） - URL：

https://www.fedlex.admin.ch/eli/cc/1993/1962_1962_1962/en - 施行状況：1993年6月14日施行 - 対象機関：上記連邦法の項を参照 - 対象情報：上記連邦法の項を参照

オーストラリア

適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

包括的な法令として、以下の法令が存在する。

1988年プライバシー法（Privacy Act 1988）

URL：<https://www.legislation.gov.au/Details/C2021C00139>

施行状況：1989年1月1日施行

対象機関：公的部門及び民間部門※1

対象情報：識別された個人又は合理的に識別可能な個人に関する情報又は意見

2013年プライバシー規則（Privacy Regulation 2013）

URL：<https://www.legislation.gov.au/Details/F2021C00274>

カナダ

適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

包括的な法令として、以下の法令が存在する。

■個人情報保護及び電子文書法（Personal Information Protection and Electronic Documents Act）（以下「PIPEDA」という。）

URL：<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/P-8.6/index.html>

施行状況：2001 年から 2004 年にかけて段階的に施行

対象機関：商業活動に従事する民間組織及び民間事業者

対象情報：特定可能な個人に関する情報（単独で、又は他の情報と組み合わせることにより個人を特定できる可能性が高い場合をいう。）

■ プライバシー法 (Privacy Act)

URL：<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/P-21/>

施行状況：1983 年 7 月 1 日施行 - 対象機関：政府や公共団体（地方を含む。） -

対象情報：特定可能な個人に関する情報（単独で、又は他の情報と組み合わせることにより個人を特定できる可能性が高い場合をいう。）

イギリス（英国）

適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

日本の個人情報保護委員会より我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している。包括的な法令として、以下の法令が存在する。

データ（利用及びアクセス）法 [Data (Use and Access) Act 2025]（以下「DUAA 2025」という）

URL：<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2025/18/contents>

施行状況：2025 年

個人データと非個人データの両方を対象とする包括的な法律

対象情報：顧客データ、事業者データ、スマートデータ、地下資産データ、など

EU 加盟国（ドイツ（独国）、イタリア、オランダ（蘭国）、スウェーデン、フランス（仏国）、フィンランド）

適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

日本の個人情報保護委員会より我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有しています。

※諸外国が講ずる個人情報の保護のための措置については、以下をご参照下さい。

<適切かつ合理的な方法による措置について>

当該者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

本研究では、国内外問わず参加施設間で ID 化された情報のみを取り扱います。すなわち諸外国研究者との情報の受け渡しについても試料の提出元である施設において個人の特定がなされないよう ID 化しその ID 化された試料の情報のみ当該研究者に提供されます。

5. 研究組織

(利用する者の範囲)

研究代表機関：京都大学 腫瘍生物学講座 小川 誠司

共同研究機関：

【医療機関・学術機関】

筑波大学 医学医療系血液内科学・坂田麻実子

金沢大学 血液内科・宮本敏浩

名古屋大学 小児科・高橋義行

弘前大学 小児科・照井君典

昭和大学 血液内科・服部憲路

東京都立大塚病院 血液内科・武藤秀治

NTT 東日本関東病院 血液内科・市川幹

Chung Gung 大学 血液内科（台湾）・Shih Lee-Yung

ミュンヘン白血病研究所（独国）・Torsten Haferlach

シダース・サイナイ・メディカルセンター（米国）/シンガポールがん研究所・H Philip
Koeffler

クリーブランド・クリニック（米国）・Jaroslaw Maciejewski

日本成人白血病研究グループ・宮崎泰司

パヴィア大学（イタリア）・Mario Cazzola、Luca Malcovati

近畿大学 血液内科・松村到

獨協医科大学 内科・今井陽一

宮崎大学 内科学講座血液・糖尿病・内分泌内科学分野・下田和哉

NIH（米国）・Neal Young

藤田医科大学 血液内科・富田章裕

ラドボウド大学メディカルセンター（蘭国）・Joop Jansen

ソウル国立大学病院内科（韓国）・Sung-SooYoon

長崎大学原爆後障害医療研究所 原爆・ヒバクシャ医療部門 血液内科学研究分野・宮崎泰
司

慶応義塾大学 血液内科・片岡圭亮

京都府立医科大学医学部・田代 啓

Lund 大学（スウェーデン）・Jonas Larsson

Hannover Medical School(独国)・Michael Heuser

東京女子医科大学病院 脳神経外科・郡山峻一

公益財団法人がん研究会 がん研究所分子標的病理プロジェクト/がん研有明病院病理
部・竹内賢吾

国立病院機構名古屋医療センター臨床研究センター高度診断研究部・真田昌

神戸市立医療センター中央市民病院 血液内科・平本展大
東京医科大学 血液内科・赤羽 大悟
Chulalongkorn 大学(タイ)・Chantana Polprasert
Institut Gustave Roussy(仏国)・Isabelle Plo
University of Freiburg Medical Center(独国)・Michael Lübbert
東海大学 血液腫瘍内科・鬼塚真仁
ベルリン医科大学血液腫瘍内科(独国)・Frederik Damm
北海道大学 血液内科・豊嶋崇徳
京都第二赤十字病院・佐々木奈々
川崎医科大学 検査診断学・北中明
岐阜大学 血液内科・兼村信宏
東北メディカルメガバンク機構・山本雅之
Centre hospitalier universitaire vaudois Institut Universitaire de Pathologie
(スイス)・Laurence de LEVAL
信州大学 血液内科・中澤英之
福井大学 血液・腫瘍内科・山内 高弘
岐阜市民病院・笠原千嗣
国立がん研究センター研究所 分子腫瘍学・片岡圭亮
東京北医療センター血液内科、国際骨髄腫先端治療研究センター・竹下昌孝
昭和大学藤が丘病院 血液内科・原田浩史
大阪大学医学部附属病院 血液腫瘍内科・保仙直毅
九州大学医学部第一内科・赤司浩一
Dana-Farber Cancer Institute (米国)・Benjamin L Ebert
Karolinska Institutet (スウェーデン)・Eva Hellström Lindberg
Uppsala University (スウェーデン)・Soren Lehmann
Hôpital Necker-Enfants maladies(仏国)・Lucile Couronné
聖路加国際病院 小児科・長谷川大輔
倉敷中央病院 血液内科・前田猛
中国中央病院 血液内科・瀬崎伸夫
新潟大学医歯学総合病院 生命科学医療センター・中田光
杏林大学医学部 第一内科学・石井晴之
社会医療法人蘇西厚生会松波総合病院 血液・腫瘍内科・鶴見寿
広島大学 血液内科・一戸辰夫
香川大学 血液内科・門脇則光
Memorial Sloan Kettering Cancer Center (米国)・Elli Papaemanuil
兵庫医科大学 呼吸器・血液内科学・吉原哲

Associazione QOL-ONE (イタリア) ・ Esther Natalie Oliva
ヘルシンキ大学 (フィンランド) ・ Satu Mustajoki
ヘルシンキ大学 (フィンランド) ・ Matti Kankainen
Grande Ospedale Metropolitano "Bianchi Melacchino Morelli" (イタリア) ・ Corrado
Mammi

フランス国立保健医学研究所 (フランス) ・ Michaela Fontenay

東京大学医科学研究所 造血病態制御学・南谷泰仁
東京大学医科学研究所 シークエンス技術開発分野・松田浩一
宇治徳州会病院 血液内科・今宿晋作
群馬大学 血液内科・半田寛
住友病院 血液内科・菅原浩之
大阪国際がんセンター 血液内科・藤重夫
大阪赤十字病院 血液内科・今田 和典
日本生命病院 血液・化学療法内科・中江吉希
京都府立医科大学 血液内科・黒田純也
国立がん研究センター中央病院 造血幹細胞移植科・福田隆浩
愛媛大学 血液内科・竹中克斗
北里大学 血液内科・鈴木隆浩
松下記念病院 血液内科・上辻由里
公益財団法人実中研・伊藤守
島根大学医学部附属病院 腫瘍・血液内科・鈴木律朗
長野赤十字病院 腫瘍内科・市川直明
埼玉医科大学総合医療センター血液内科・多林孝之
獨協医科大学埼玉医療センター 糖尿病内分泌・血液内科 木口亨
Icahn School of Medicine at Mount Sinai (米国) ・ Eirini Papapetrou
Peter MacCallum Cancer Centre(オーストラリア) ・ Piers Blombery
がん・感染症センター都立駒込病院・土岐 典子
東京山手メディカルセンター血液内科・米野 由希子
JA とりで総合医療センター・小川 晋一
King's College Hospital (英国) ・ Ghulam Mufti
国立がん研究センター研究所・がん進展研究分野・吉田健一
名古屋大学・分子腫瘍学・鈴木洋
北見赤十字病院・内科・永嶋貴博
京都第一赤十字病院・内山人二
大分大学医学部附属病院・緒方 正男

りんくう総合医療センター・釜江 剛
岡山大学病院・浅田 騰
千葉大学医学附属病院・堺田 惠美子
公益財団法人慈愛会今村総合病院・宇都宮 與
独立行政法人国立病院機構熊本医療センター日高 道弘
唐津赤十字病院・福島 伯泰・
社会医療法人同心会古賀総合病院・内科・河野 浩
愛泉会日南病院・石崎 淳三
独立行政法人国立病院機構都城医療センター・前田 宏一
宮崎県立宮崎病院・山下 清
宮崎県立延岡病院・外山 孝典
University Hospital of Ulm (独国)・Reiner Siebert
第二大阪警察病院・金 義浩
東京大学大学院 新領域創成科学研究科メディカル情報生命専攻 先進分子腫瘍学分野・
合山 進
先端医療研究センター血液・腫瘍研究部・井上大地
聖マリアンナ医科大学・新井文子
The University of Texas MD Anderson Cancer Center・Guillermo Garcia-Manero
日本造血細胞移植データセンター・センター長・熱田由子
University of Pavia・Luca Malcovati
BC Cancer Centre (カナダ)・Ryan D Morin
Princess Margaret Cancer Centre・Dennis Kim
東京女子医科大学 内科学講座 血液内科学分野・瀬尾幸子
水戸済生会総合病院・小川晋一
国立がん研究センターがん対策研究所 疫学研究部・岩崎基
東京大学医科学研究所 血液・腫瘍生物学分野・昆 彩奈
東京大学医科学研究所 細胞制御研究分野・山崎 聡
国立研究開発法人国立がん研究センター研究所 腫瘍免疫研究分野・西川 博嘉
国立研究開発法人国立がん研究センター研究所 免疫ゲノム解析部門・小山 正平
国立大学法人東京大学 先端科学技術研究センター・太田禎生
国立国際医療研究センター病院 血液内科・半下石 明
Medical faculty Mannheim of Heidelberg University・Wolf-Karsten Hofmann
愛知医科大学病院血液内科・水野昌平
新潟大学医歯学系 システム生化学分野大学院 医歯学総合研究科オミクス生物学分野・
松本雅記
Princess Margaret Cancer Centre, University Health Network, Canada・John Dick

Department of Molecular Genetics, University of Toronto, Canada・John Dick
横浜市立大学附属病院小児科・辻本 信一
University of Cambridge (英国)・George S Vassiliou
Mayo Clinic (米国)・Mrinal S. Patnaik
University Lille (仏国)・Nicolas Duployez
Weill Cornell Medicine (米国)・Dan Landau
国立がん研究センター がん RNA 研究分野・吉見 昭秀
Leukaemia Stem Cell Biology, Haematology, University of Cambridge Brian Huntly
大阪大学大学院医学系研究科 保健学専攻・生体病態情報科学講座・高橋 正紀

佐世保市総合医療センター及び東京大学小児科は検体提供を完了したため上記一覧から削除しているが、
提供された保有している既存試料・情報は引き続き使用する。

【産学連携共同研究機関】

Chordia Therapeutics 株式会社・下川 賢一郎
富士通株式会社・丸橋弘治
エーザイ株式会社 神戸研究所・西岡 恵理
シンクサイト株式会社・能丸寛子

【遺伝子解析】

東京大学先端科学技術研究センター・油谷浩幸
東海大学医学部基礎医学系分子生命科学・椎名隆

【データ解析】

東京科学大学 M&D データ科学センター・宮野悟
東京大学医科学研究所ヒトゲノム解析センター・井元清哉
東京大学医科学研究所 健康医療インテリジェンス分野・長谷川嵩矩
愛知県がんセンターシステム解析学分野・山口類
サンガー・センター(英国)・Peter Campbell
京都大学 iPS 細胞研究所初期化機構研究部門・渡辺亮
大阪大学大学院医学系研究科・医学部遺伝統計学・岡田随象
筑波大学 プレシジョン・メディスン開発研究センター・佐藤孝明
パヴィア大学 (イタリア)・Mario Cazzola、Luca Malcovati
Memorial Sloan Kettering Cancer Center (米国)・Elli Papaemanuil
国立がん研究センター研究所 ゲノム解析基盤開発分野・白石友一

国立がん研究センター研究所 分子腫瘍学・片岡圭亮

慶応義塾大学 血液内科・片岡圭亮

東京大学医科学研究所 造血病態制御学・南谷泰仁

筑波大学筑波大学 数理物質系数域・矢田 和善

6. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

〒565-0871 大阪府吹田市山田丘 1-7 D504 TEL：06 - 6879 - 2587

大阪大学大学院医学系研究科保健学専攻 生体病態情報科学講座 久保田智哉

研究責任者：

大阪大学大学院医学系研究科保健学専攻 生体病態情報科学講座 高橋正紀

研究代表者：

大阪大学大学院医学系研究科保健学専攻 生体病態情報科学講座 高橋正紀